

平成 29 年 10 月 16 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

### 情報通信機器を用いた死亡診断書等の取扱いについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
ガイドラインご希望の先生は、鎌倉市医師会事務局（22-1245）までご連絡ください。

こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正和  
(公印省略)

### 情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等の取扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり厚生労働省医政局長より各都道府県知事あて通知があり、本会に対しても日本医師会会長を介して通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ (地域保健関係) 〉

お問い合わせ先  
地域医療企画課 担当：松井  
横浜市中区富士見町 3-1  
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464  
E-mail s-matsui@kanagawa.med.or.jp

日医発第 595 号(法安 90) (地 I 166)  
平成 29 年 9 月 19 日

都道府県医師会  
会長 殿

日本医師会  
会長 横 倉 義 武

### 情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等の取扱いについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、別添のとおり、厚生労働省医政局長より、各都道府県知事宛に情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等の取扱いについて通知が出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後 24 時間を経過していても、一定の要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直すこととされておりました。

これを受け、本会からも研究協力者として今村聡副会長、松本純一常任理事、畔柳達雄参与が参画した、平成 28 年度厚生労働科学研究「ICT を利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」(研究代表者：大澤資樹 東海大学医学部教授) において、情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等を行う際の基本的考え方、具体的手順等についての研究がなされ、本年 6 月、同研究報告書が公開されたところです。

本件は、今般、同研究結果を踏まえ、厚生労働省において「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」が策定され、ICT を利用した死亡診断等を行うことができる条件について明らかにされたことから、その周知を求めるものであります。

また、併せて、同省医政局看護課看護サービス推進室より、各都道府県看護行政担当者宛に在宅看取りに関する研修事業について事務連絡がなされ、本会に対しても周知依頼がありました。「規制改革実施計画」に示される一定の要件のうち、「法医学等に関する一定の教育」については、同ガイドラインを踏まえて、平成29年度「在宅看取りに関する研修事業」（厚生労働省委託事業）において実施する予定とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、同ガイドラインでは、ICTを利用した死亡診断等については、厚生労働省において、原則として全例を把握し、適切に実施されているかを検証することとされており、本会といたしましても、今後、本件が適正に実施されるよう、積極的に関わっていく所存でありますので、引き続きご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。